

# 接続料の算定等に関するWG(第1回) 事業者ヒアリング

## 2026年度以降に適用する加入光ファイバ 接続料の算定方法に関する当社の考え方

2025年11月10日



# はじめに



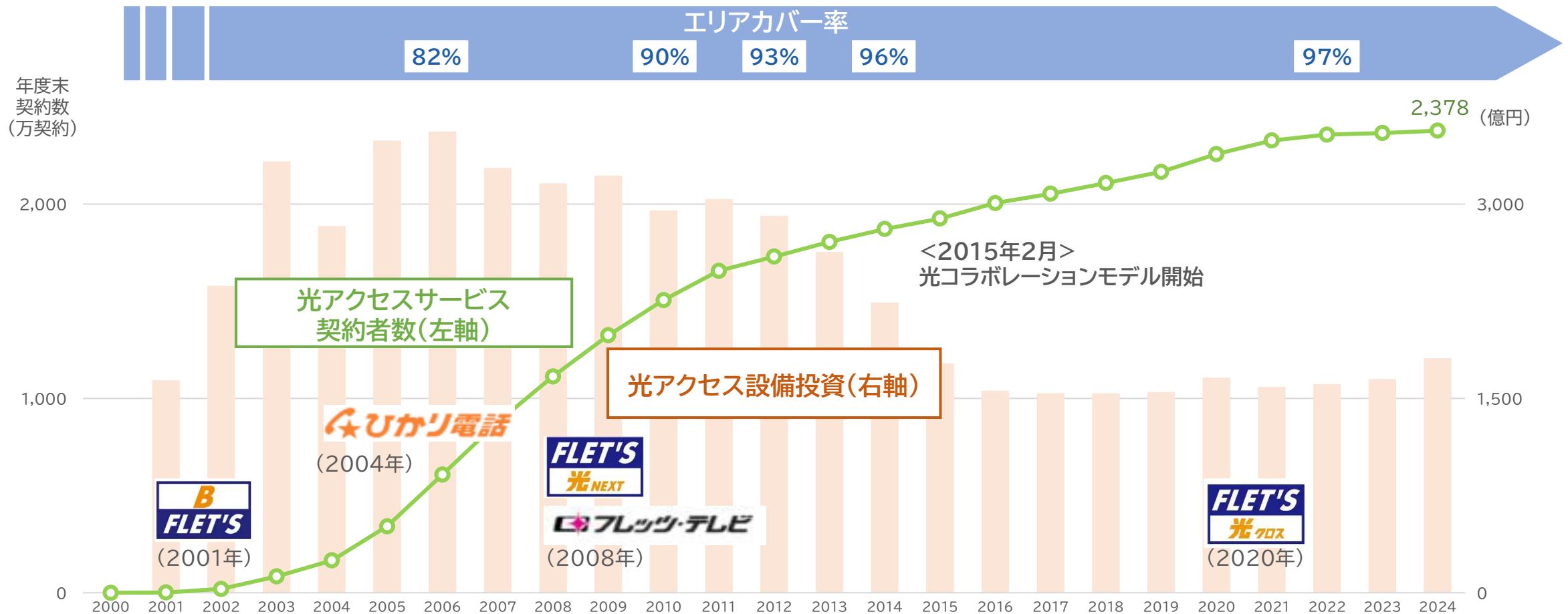
- 当社はこれまで、光アクセス基盤の整備と利用者へのサービスの普及・拡大に取り組み、ICT利活用・DX推進による社会課題の解決を下支えしてきたところです。【P.2参照】
- また、加入光ファイバの接続料については、需要の拡大やコスト効率化の取り組みにより、接続料の低廉化を進めています。(設定当初の2001年度から直近の2025年度にかけて▲64%低減) 【P.3参照】
- このような状況の中、直近において金利の上昇等を要因とした予測と実績の乖離により、事後的な接続料の変動幅が大きくなっていることを踏まえ、2026年度以降の加入光ファイバ接続料算定における更なる予測精度の向上や接続料の予見性を高める観点等(具体的には以下4点)について、当社における検討状況をご説明させていただきます。
- なお、今後においては、労働人口の減少、人件費や物件費の上昇が進む中、災害等緊急時も含めた設備の保全・更改に必要となる人員の採用・育成等を通じたサステナブルな体制(協力会社の体制も含む)を維持するためには、一定のコストの上昇は避けられない点についてご理解いただきたいと考えております。

## 【ご説明内容】

1. 接続料の算定方式について
2. 予測精度の向上に向けた検討内容について
3. 接続事業者の予見性向上に向けた取り組みについて
4. 電柱の耐用年数見直しについて

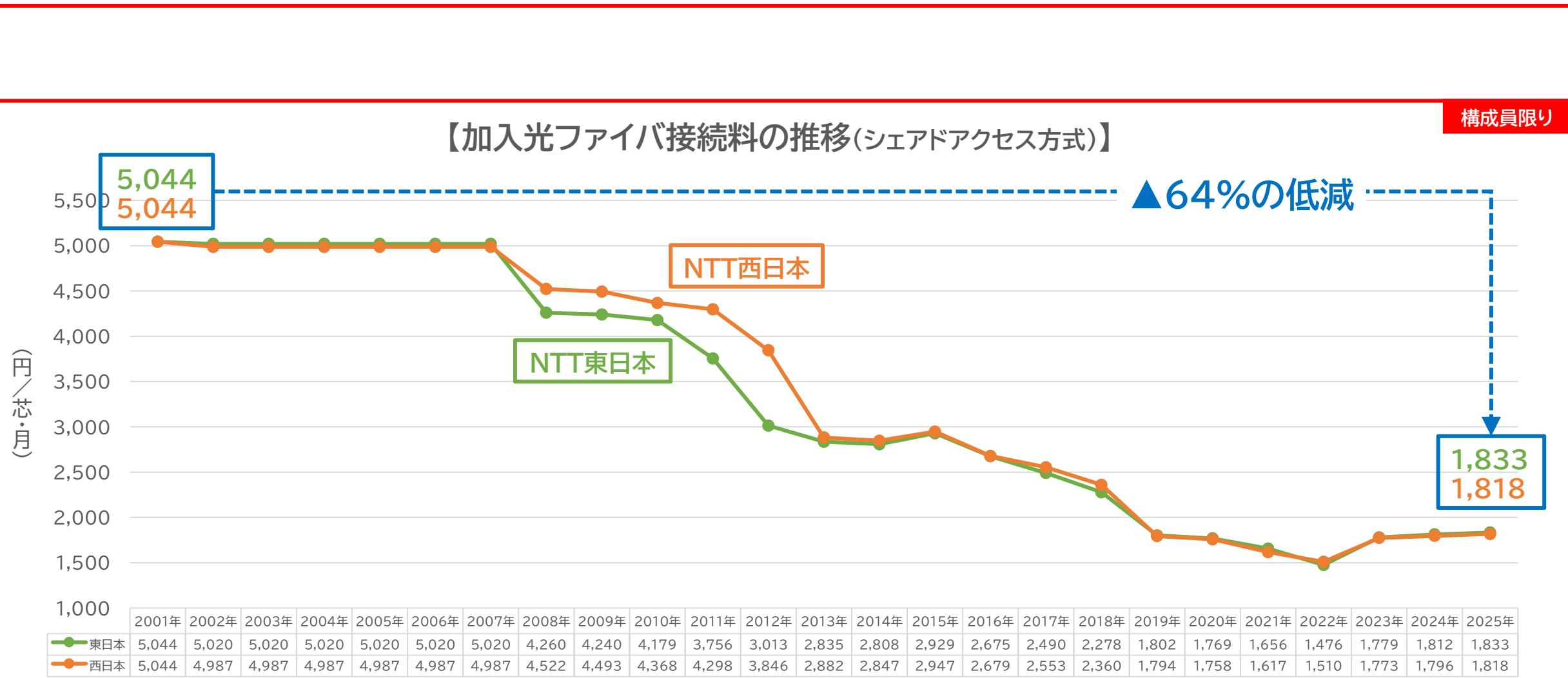
# 光アクセス基盤の整備とサービスの普及・拡大

- 当社はこれまで、累計5.7兆円の光アクセス投資を実施し、光アクセス基盤の整備を進めるとともに(エリアカバー率:97%)とともに、2024年度末時点で約2,400万契約の利用者にサービスを普及・拡大させることで、ICT利活用・DX推進による社会課題の解決を下支えしてきたところです。



# 加入光ファイバ接続料の低廉化

- 加入光ファイバ接続料は、需要の拡大やコスト効率化の取り組みにより、設定当初の2001年度から直近の2025年度にかけて、▲6割の低減となっています。



# 1. 接続料の算定方式について

- 接続料は、通常は実績原価方式により算定を行うものと認識しておりますが、2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方式は、以下の観点を踏まえ、複数年(算定期間3~5年間)の将来原価方式とすることが妥当だと考えます。
  - ✓ 2024年度の予測と実績に係る乖離額は、東日本で97億円、西日本で116億円であり、2025年度の乖離額も同額と仮定し単年度で調整する場合、接続料水準への影響は、東日本で+351円/芯・月、西日本で+520円/芯・月。【別紙1】
    - 当社としては、本来直ちに乖離額を調整することが理想ですが、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配意し、複数年を算定期間とした将来原価方式により、調整額を算定期間内で平準化することも考えられるため。
  - ✓ 将来における複数年の接続料水準が具体的に示されることにより、事業者の予見性が向上するため。
- また、第一種指定電気通信設備接続料規則 第14条(P.5参照)のとおり、接続料の原則は過不足のない費用回収であること、また、接続料は当社のみならず、接続事業者の営業戦略等によっても変動すること、加えて、予測である以上、構造的に実績との間に乖離が生じることは避けられないことから、将来原価方式を採用する場合においても、乖離額調整は必須と考えます。  
なお、世界の経済情勢、IPブロードバンド通信市場の技術、競争環境等の変化は、ますます激しくなっており、現時点において未来を正確に予測することは、より困難になってきています。

# (参考)接続料設定の原則

## 第一種指定電気通信設備接続料規則

### 第十四条(接続料設定の原則)

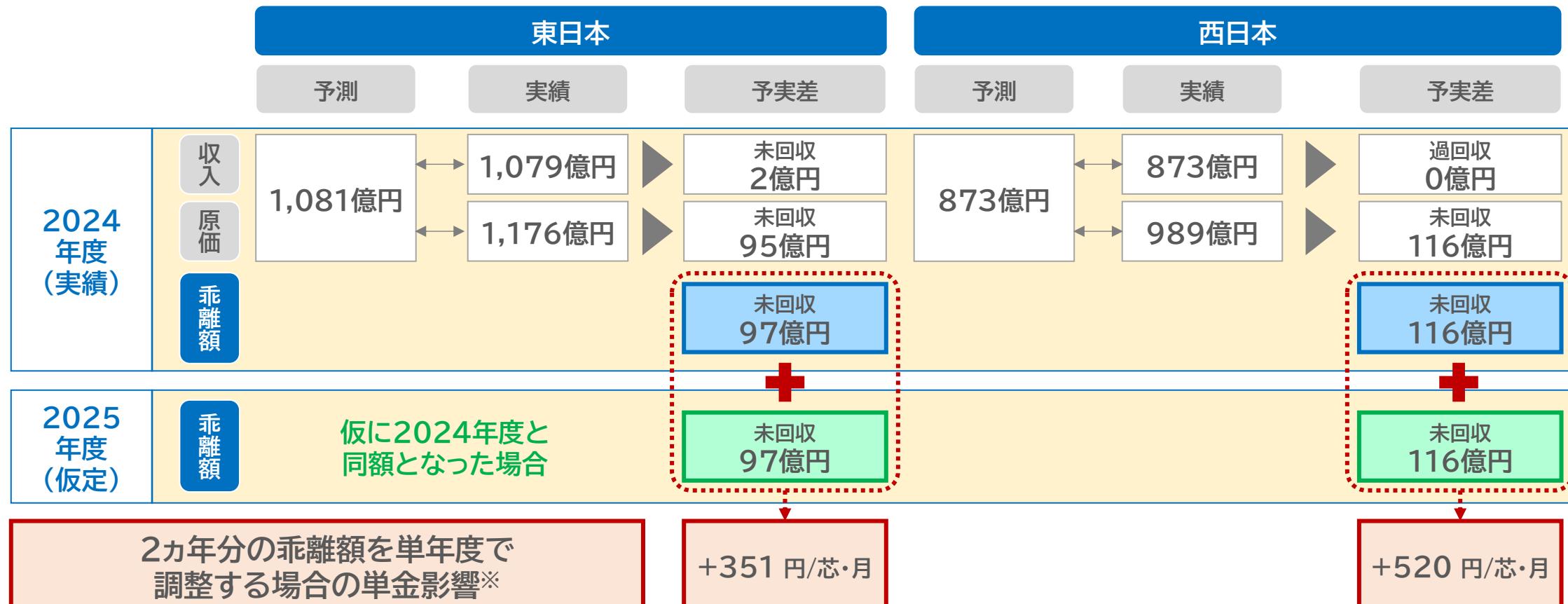
**接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。**

- 2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等に關し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。)の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

(略)

# 【別紙1】加入光ファイバの乖離額・単金影響

- 2024年度の予測と実績に係る乖離額は、東日本で97億円、西日本で116億円となっています。
- 2025年度においても2024年度と同額の乖離額が発生すると仮定し、その乖離額を単年度で調整する場合の単金影響は東日本で +351円/芯・月、西日本で +520円/芯・月※となります。



※ 2024年度乖離額及び仮にそれと同額発生するとした2025年度乖離額の合計を2024年度稼働芯線数(東日本:461万芯、西日本:372万芯)にて除して算定した、乖離額を単年度で調整する場合の単金影響。

## 2. 予測精度の向上に向けた検討内容について

- 将来原価方式の採用にあたり、予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、今後の乖離の要因となり得る①②に該当する以下の項目について、予測方法を変更することを検討しています。

① 直近の乖離額の要因となった主要素

② 従前の予測方法では予測・実績が乖離することが見込まれる要素

項目	変更内容	
資本コスト (適正報酬)	資本コスト算定に用いるリスクフリーレート(10年物国債の平均利回り)の予測に、直近のデータを加味	別紙2
設備管理運営費 (施設保全費等)	施設保全費等の費用予測に、直近の人工費・物件費の高騰影響を加味	別紙3

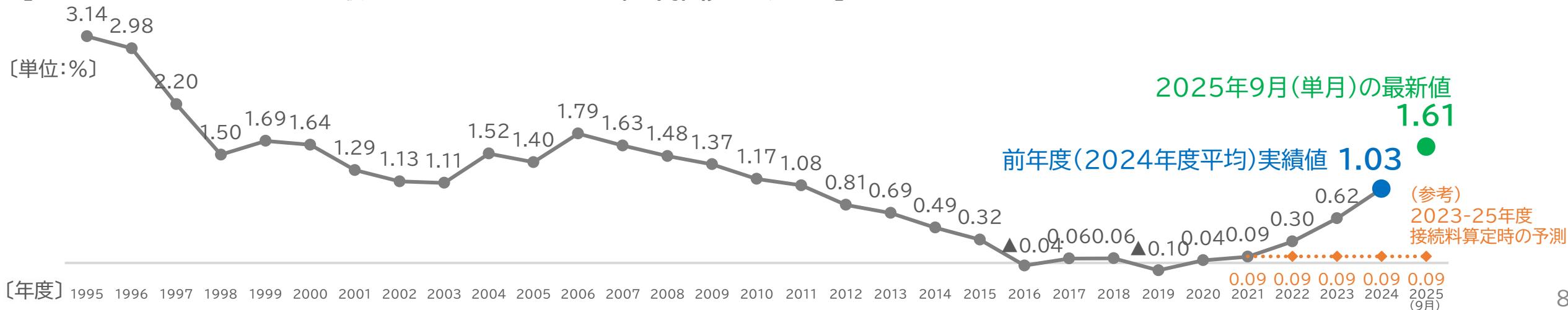
# 【別紙2】リスクフリーレートの予測

- 資本コスト算定に用いるリスクフリーレートは、これまで、算定する前年度の実績値が将来も継続するものとして見込んでいましたが、現算定期間においてリスクフリーレートが乖離額の主要因となったことや、直近値が上昇傾向となっていることを踏まえ、算定する前年度ではなく、当年度の直近データを加味して算定することを検討しています。

## 【自己資本利益率の算定】

	実績			予測(これまでの算定)					予測(変更案)				
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2025	2026	2027	2028	2029
① リスクプレミアム	8.70	9.10	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
② リスクフリーレート	0.30	0.62	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
③ 期待自己資本利益率 [①×β値(0.566)+②]	5.22	5.77	6.12	6.12	6.12	6.12	6.12	6.12	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70

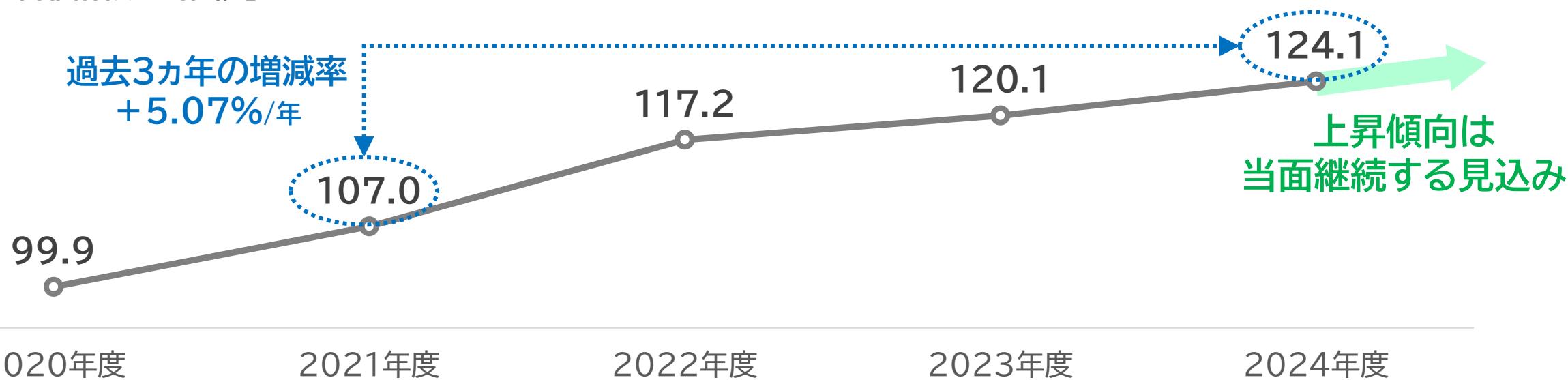
## 【リスクフリーレート[10年物国債の平均利回り(年度平均)]の経年推移(過去30年)】



# 【別紙3】人件費・物件費の高騰影響

- 直近の人件費・物件費の高騰により企業物価指数は上昇傾向となっており、人手不足による賃金上昇や、物価と賃金の好循環の強まりなどを踏まえると、こうした上昇傾向は当面継続することが見込まれます。
- こうした物価上昇は、当社の事業運営にも影響を及ぼすことが見込まれるため、予測と実績の乖離を縮小する観点から、施設保全費等の予測に企業物価指数の変動を反映することを検討しています。  
(例:将来原価方式の場合、2021~2024年の3カ年の物価変動率「5%/年」の考慮)
- なお、企業物価指数は企業の効率化努力による影響も織り込まれた結果の指標であると考えますが、企業物価指数の変動に加えて、当社としての更なる効率化努力については従前どおり織り込む考えです。

【企業物価指数の推移】※2020年(1~12月)を100としたときの指数



出典:日本銀行時系列統計データ検索サイト(企業物価指数2020年基準 国内企業物価指数 総平均 年度平均)

# (参考)協力会社の労務費単価

- 今後においては、労働人口の減少、人件費や物件費の上昇が進む中、災害等緊急時も含めた設備の保全・更改に必要となる人員の採用・育成等を通じたサステナブルな体制(協力会社の体制も含む)を維持するためには、一定のコストの上昇は避けられない状況であり、実際にここ数年の協力会社への委託費は、労務単価の上昇により増加しております。

構成員限り

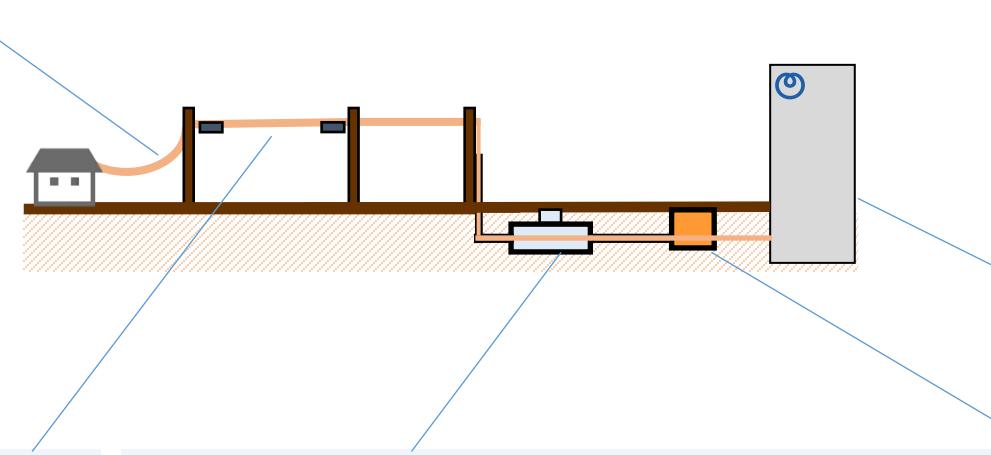
# (参考)サステナブルな体制の維持

- 安定的にサービスを提供するために、災害等緊急時も含めた設備の保全・更改に必要となる人員の採用・育成等を通じたサステナブルな体制(協力会社の体制も含む)を維持することが必要です。

引込線



引込線の垂れ下がり、銅線・金物の腐食等を補修



局舎



水防板設置等による水防対策

ケーブル・電柱



光ケーブルリング外れ

樹木によるケーブル支障

ケーブル支障、電柱の亀裂、腐食、劣化等を補修/更改

管路



管路の老朽化、錆び等を補修

とう道



漏水・ひび割れ・鉄筋の露出等を補修

### 3. 接続事業者の予見性向上に向けた取り組みについて

- 当社はこれまで、接続事業者の加入光ファイバ接続料に関する予見性向上のため、以下の取り組みを実施してきました。
  - 将来原価方式による接続料認可申請時において、算定期間における接続料の算定根拠を開示するとともに、事業者説明会にて詳細を説明・質疑対応を実施
  - 翌年度接続料の認可申請に先立ち、当年度10月末において、直近年度の接続会計結果等を踏まえた乖離額及び翌年度接続料における単金影響について、事業者向け公開情報HPにて開示
- これまでの取り組みに加え、更なる予見性向上に向けた新たな取り組みとして、複数年の将来原価方式の算定期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し(概算額)をお示しすることを検討しています。

【将来原価の算定期間を5年とした場合の例】

	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度～
接続料の算定期間			算定期間:5年			
これまでの情報開示	▲10月	▲10月	▲10月	▲10月	▲10月	前年度乖離額を開示
今後追加する情報開示案			▲下期		算定期間以降も含む、見通し(概算額)を開示	

## 4. 電柱の耐用年数見直しについて

- 電柱の耐用年数については、「令和6年度の接続料の改定等に関する講すべき措置について(要請)(総基料第56号、令和6年3月21日)」に基づき、2023年度末の電柱の固定資産データを用いた増減法による推計及び「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から検証を行い、その結果、以下の通り見直すこととしました。

※ 2025年度第2四半期決算より、2025年度当初に遡って適用。

	見直し前	見直し後
耐用年数	28年	35年

- 今般認可申請する**2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の将来原価算定**においては、本見直しに伴う**減価償却費の減影響等を織り込むことを予定しています。**  
(2025年度における本見直しの影響は、2025年度の見込み乖離額として2026年度以降の接続料に織り込む考えです。)
- なお、現時点において、本見直しによる**加入光ファイバ接続料の単価影響**※は、**東日本:▲20円/芯・月、西日本:▲40円/芯・月**程度となると想定しています。  
※ 想定される減価償却費の減影響を、2024年度の稼働芯線数で除して算定。